

平成28年12月甲良町議会定例会会議録

平成28年12月6日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
総務課参事	宮川哲郎	教育総務課参事	福原猛
住民課長	米田志保子	産業課長	川嶋幸泰
企画監理課長	中川雅博	建設水道課長	北坂仁
保健福祉課長	小林千春	人権課長	陌間守
税務課参事	中川初美	会計管理者	寺川貴代美
税務課参事	上田和光	呉竹センター館長	山田光義

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前9時00分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、12月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 建部議員および11番 西澤議員を指名します。

一般質問の前に、昨日の西川議員の質問に対して税務課参事から訂正があります。

税務課参事。

○中川税務課参事 昨日の西川議員のご質問に対しまして、11月の残業時間は20時間とお答えしました。ですが、毎月残業は7時ぐらいまで残っているんですが、常にではなく、今回の告訴など喫緊の資料提出などもございます。そのときにおきましては、5日間で20時間というような残業時間があるということをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○木村議長 日程第2、5日に引き続き一般質問を行います。

それでは、7番 宮寄議員の一般質問を許します。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問に入ります前に、一言、公金横領事件について私の考えを述べさせていただきます。あるチラシによりますと、10月から11月中ごろ、下旬まで行われた署名運動ですが、どういう内容で署名を集められたか存じませんが、ひとつここで先導して集められた方々にアドバイスという用語弊があるかもわかりませんが、私の考えを述べさせていただきます。

私たち議員にも説明がありましたとおり、テレビ、新聞報道にもありましたが、町が告訴したということが発表されました。町長はじめ関係者の皆様方には大変ご苦労さまでした。

しかしながら、元職員は発覚後に3,000万円返済したようですが、公務員は公金に手をつければ必ず行政処分が科せられます。さらに、法律によって刑事告発をすることが義務となっております。公金横領は、刑法第253条、業務上横領ですね。10年以下の懲役に当たる犯罪ですから、刑事訴訟法239条、告発②にのっとりて告発し、刑罰を司法に委ねなければなりません。告発は、何人でも犯罪があると思慮するときは告発をすることがで

きる。官吏または公吏は、この職務を行うことにより、犯罪があると思慮するときは告発しなければならないとあります。これは、かつて官製談合疑惑が持ち上がって、百条委員会が立ち上がったときに、よく私は勉強しましたので、聞き覚えのある方も沢山いるかと思えます。

ここで、告発と告訴の違いを述べますが、いずれも捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示である点は基本的には同じです。告訴は被害者、その他の告訴権者しかできませんが、告発は誰でもできます。それともう一つ、聞きなれない言葉を言いましたが、官吏とは国家公務員、公吏とは地方公務員のことです。また、地方自治法上では各自治体は刑事告訴しないとの不起訴相当となる司法判断をできません。地方自治法第1条、10において、1つは司法に関する事務、2つ目は刑罰および国の懲戒に関する事務を処理することができないとなっております。

ここで、何が言いたいかといいますと、町が告訴しなければ、町長以下関係者が刑事訴訟法違反となって罰せられるということです。確実に被害額を確定してから告訴するのは当たり前で、早いかおそいか必ず告訴するということです。ということは、変に町民をあおって、署名活動をしなくても、町は絶対告訴するということです。署名活動が他の目的に利用されないか少し心配になります。

繰り返すことになりますが、公務員の世界ではお金に手をつけたら行政処分と刑事告発はセットになります。これは公務員の世界だけではありませんが、例え全額返済されようともです。この種の犯罪に対して法律にのっとって刑事告発して、組織としてのけじめをきっちりつけておくことが重要だと思います。法治国家で多額の公金を横領し、発覚して全額返済したからといって、免罪扱いになるわけがありません。例えば、ひき逃げ事件を起こして、後で自首したからといって、道交法、ひき逃げが消えることはないということです。ちょっと例えがわかりにくかったかもわかりませんが。少し私の思いを聞いていただきました。

それでは、通告書にしたがい一般質問に入ります。

まず、1番目の交通についてであります。町内で信号機の要望箇所と要望数はどれだけあるのか。また、緑ヶ丘から道の駅までの道路での交通事故件数が多いように思いますが、どれぐらいあるのか。また、町として信号機の設置計画、そして、地元からの設置要望はないのかお聞きします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 おはようございます。町内で信号機の要望ということですが、今年度の要望としましては、信号機と言えるかどうかわかりませんが、赤色灯みたいなやつも含めてということで、呉竹と柵の森あたり、それから、

長寺センターから南へ少し行ったところの山グラへ抜ける道があるんですけど、富田ガソリンスタンドから少し下がったところで、その十字路のところへの設置ということを伺っております。信号機については、以上です。

緑ヶ丘の事故件数につきましては、2012年ですので4年ぐらい前からの資料になりますが、あそこで2件ですね。それから、少しその道を道の駅の方に行った東小学校から金屋に抜ける旧の県道の交差点がありますが、あそこで3件、あの路線で4年間で5回、事故が起きているという報告になります。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。次に、防犯についてお聞きします。

今回、通告書には防犯灯のことしか書いてありませんが、防犯カメラの設置について、次回質問させていただくかもしれませんので、私の思いを少し述べさせていただきます。

一般的に防犯カメラを設置する目的としましては、犯罪を未然に防ぐ犯罪防止、あるいは犯罪を行おうとする気持ちを消滅ないし減少させる犯罪動機の抑止であり、また、残念ながらある種の犯罪が行われた場合においても、現場に防犯カメラが設置されていたり、近隣に設置してある防犯カメラに録画されている記録において、後日の検証がなされ、犯人検挙や犯罪立証において有効な手段として用いられる例もあります。当町においての地域住民の安全、安心はもとより、観光目的の皆様方への安全、安心という側面もある防犯カメラの設置を要望しておきます。防犯カメラの補助金もあると聞きました。今回はこのことについての答弁は求めません。

次に、防犯灯などの設置についてお尋ねいたします。防犯灯については、昭和36年に暗い街路などにおいて犯罪が頻発している現状に鑑み、夜間における犯罪を防止し、公衆の安全を図ることを主たる目的に、昭和36年3月31日、防犯灯等整備対策要綱が閣議決定されたと聞いております。

そこで、通告書には書いていないんですが、本町では甲良町防犯灯LED化促進事業補助金交付要綱が定められていますが、今現在の補助金の利用状況がわかればお聞かせください。また、全ての防犯灯がLED化されると電気料金はどれぐらい削減できるのか。現在設置されている防犯灯の総数、LEDの比率、年間の電気料金の町の持ち出し額、町が過去の実績で把握している1灯当たりの電気料金、効果額、町は全ての防犯灯をLED化する考えを持っているのか、持っていればいつごろにするのかお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっとつらつらあったので、漏れていたらもう1回教えていただきます。

まず、LEDの各字への補助金ですが、一応、字からの報告で伺っている各字管理の防犯灯としては、約800前後です。ちょっと細かい数字はあやふやな部分もあるので、申しわけないです。昨年度、今年度とやらせていただきましたが、これも率で言いますと約40%の補助金交付となっております。数に対して約40%がLED化にもっていったということです。おおよそ300弱ぐらいになります。字管理については、以上です。

次に、町管理の防犯灯はおおよそ200ございます。LED化はほとんどできていないという状況ですので、それをまた順次進めていきたい。既にある分についてはやっぱりどうしても後回しになってしまうので、申しわけないんですが、そういう形で整備を進めていきたいと考えております。

それから、その町管理で支出している電気代はおおよそ年間で120万円前後です。LED化することでどのぐらいの経費削減かという質問で、ちょっと詳しくは調べられていないんですが、3割から5割ぐらいはカットできるという情報も聞いておりますので、うまくいけば半分ぐらいにはなるかと思えます。ただ、それを切りかえるについては、相当お金が要りますので、既設の電気をかえるだけでしたら、1灯当たり2万円弱でできる感じ。今、各字から要望を聞いているのは、大体そんな感じでできていますので、逆算しますと、町の場合ですと掛ける200件という金額が必要になってくるということになります。

町の計画ですが、今言いましたように、金額が張ってくるということもありますので、LED化については順次という形で思っているというところがございます。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 まとめてありがとうございます。次に、防犯灯の設置に対する要望等がありますか。また、あれば設置についての基準、補助金はあるのかお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 防犯灯の設置については、要望がございます。特に通学路に関することであつたり、特に暗い部分についての要望を聞いております。それに対しての補助要綱というのがきちっと今定まっていませんので、防犯灯は甲良町の管理のやり方としては、字内の防犯灯については字内で設置し、経費も字内で見てくださいということになっておりますし、それ以外の字管理できない部分については、町の方で設置をしましょうということになっておりますが、一応、内規みたいな形です。ただ、その辺の管理、役割分担はさせていただきたいと思っておりますし、新たに新設する分についての防犯灯の要綱がございませんので、今年も要望を聞いておりますので、今年はでき

る範囲でという対応をさせていただきたいんですが、来年度以降、そういう要望に応えられるように要綱を整理するように指示をさせていただいているところです。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。次に、甲良町と豊郷町の、言わば雨降野と長寺の境の防犯灯についてお聞きします。

総務課長はこの現場、昼間じゃなくて夜の現場に行って、確認されていますか。もし、行っていないのであれば、課員からどのような報告を受けておりますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 要望を伺ってから、私が直接は行っていませんが、課員には夜も含めて現場確認するには指示をして報告を受けているところです。もともと私も甲良の人間でしたので、どこら辺がどうやというのは大体わかっていますので、聞いた感じではもうわかっていたので、確認はするように指示をしまして、課員には昼と夜、確認をするようにということで指示をして報告を受けております。かなり暗いのでという報告は聞いております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、まとめてお聞きしますが、次に、法養寺、肉の大和、大体検討がつくと思いますが、肉の大和のところから法養寺に抜ける150メートルぐらいの直線道路、ちょっと狭いんですが、軽が2台やっと対向できるぐらいの道なんです、あそこはもう昔から真っ暗で、何とかならないかという要望がありましたので、今回、一般質問させていただいていますが、その現場確認はどのように聞いておられますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 そこにつきましても、同様に私もその現場の状況は知っておりますし、職員に同じように夜の時間も含めて現場確認はさせていただいたところで報告を受けております。そこもかなり暗いという報告は聞いております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 確認をさせていただいているのであれば、話が早うございます。率直にお願い申し上げまして、その2カ所、言わば法養寺から長寺に入る道なんです。肉の大和の周辺と言え、それと、豊郷町雨降野から長寺に入る、そこも境界ぎりぎり、両方とも境界に当たるわけですね。法養寺から長寺、豊郷町から甲良町と。2カ所とも町が設置しなければならないことはないんですが、できれば字内でしなければならないかもわかりませんが、これは境

界ということで、防犯灯について町が責任を持ってやっていただけますか。
よろしくをお願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 法養寺へ向かう道については、字と字の間という認識は持っておりますし、町で設置するべきかと思っております。併せて、もう1カ所の雨降野の境界につきましても、町の方でと考えていますし、もう1カ所、池寺からも要望がありまして、中学生の通学路の関係で要望があった箇所についても、町の方で設置ということで、今年は大きく3ポイントを町の方で設置したいと考えておりますし、当初予算で100万円、町の方で防犯灯を設置する予算を計上しておりますので、それ以外にもその100万円の中で必要な箇所を整備するという中で、町の方で整備をしたいと考えております。

来年度以降につきましても、今、学校と各字も含めて、どのぐらいの数、現場確認も含めて特に学校の方に通学路の点検も含めて、暗いところの現場確認をしていただいて報告をもらうということになっておりますので、来年度以降はそこら辺に合わせながら、通学路を優先的に町の方で設置すべき部分についてはしていきたいということを考えております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。この質問を最後にしますけども、大体ざっくりと、法養寺の方は何月ごろ、雨降野との間は何月ごろで結構ですので、お答え願えますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 おそくとも1月中には工事を終えたいと思っております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。もう早速やっていただけるということで、住民の皆さんは喜ぶと思います。

次の質問に入ります。学校施設および特別教育支援員についてであります。昨日、岡田議員の方から質問がありましたので、質問事項の1、2、3番、トイレについてまず簡単にですがお聞きいたします。東西小学校および中学校の洋式トイレの設置数について現状をお聞かせ願えますか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 洋便座数につきましても、甲良東小学校が10個、全体の22.2%になります。甲良西小学校につきましても、洋便座が20個、42.6%になります。中学校につきましても、17個、30.4%になります。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 洋式トイレの彦根市内および郡内の設置状況についてお教え願え

ますか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 彦根市につきましては、41.7%でございます。愛荘町が39.4%、多賀町が40%ちょうど、豊郷町が54.4%です。甲良町が31.8%になっております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。先日、小学生の保護者から学校に洋式トイレが少ないから、順番待ちやと。子どもが学校でトイレに行くのを我慢していると。また、和式トイレが使えない子どもがいると聞きました。中学生の保護者からは、小学校と同様の話と、たまにですが、福祉センターまでトイレに行っているらしいと聞きましたが、現状について把握しておられますか。お聞かせください。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 洋式トイレの要望が出ております。その中でそのような声があるということは聞いております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 トイレ改修となると、多額の予算が必要となりますが、町財政の厳しいことは十分に理解しております。近年の生活環境の変化に伴い、せめて全国平均になるよう予算措置をお願いし、新年度の予算にできれば組み込んでいただきたいのですが、いかがですか、総務課長。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 教育委員会の方からも答弁がございましたとおり、全国平均までいくと幾らぐらいか、ちょっと今、予算の要望は伺っておりますが、中身まで精査できていないので、単年度で一気にそこまで持っていけるものなのか、ちょっと教育委員会と協議しながら検討していきたいと思っております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 一気にいけたらいいんですけども、前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、デジタル黒板の導入についてお聞きしますが、これも昨日、岡田議員が質問されておりますので、ここも簡単に質問させていただきます。

私が独自で調べたところによりますと、豊郷町は平成23年に各教室に備えつけ型プロジェクターとスクリーンを設置していて、多賀町は平成26年に各教室に備えつけ型プロジェクターを設置、黒板半分ぐらいのスクリーンも常設していると聞いております。また、彦根市は平成23年に全17小学校、全学級に移動式50型テレビを配備しているそうです。

そこで、甲良町としては各学校のデジタル黒板もしくはモニター設置を今

後どのように計画しておられるのかと、今現在、西小学校には何台かあると聞いておりますが、今後の計画と西小学校に何が何台あるのかお聞かせ願えますか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 甲良西小学校の方には、電子黒板が1台ございます。そして、各小・中学校にはプロジェクターが1台あるというところがございます。昨日、岡田議員にも答弁をしましたように、タブレットを使ったICT教育を進める上で、大型のモニターというのが必要になってくるかと考えております。学校の要望を聞きながら取り組んでいきたいと考えております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。ということは、今の答弁は、東小学校にも少なくともモニターは設置していただけるということでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 予算要望の上では、そのような形でさせていただいております。あと財政の方とも相談しながらということになるかと思っております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。ぜひともこれも前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、無線LANの環境の整備についてですが、これも岡田議員が昨日質問されておりますので、この部分は省略させていただきます。

次に、東小学校の外壁の補修について。東小学校の校舎外壁の塗膜が剥がれてきております。正面玄関周り、中庭の面、運動場側と複数箇所に確認されます。今後の補修計画についてお聞きします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 具体的に計画として今持っていないんですが、教育委員会の方からは予算要求という形で伺っております。そのあたりにつきましても、現場精査しながらできる範囲という形になるかもしれませんが、応急処置になるかもしれませんが、どのようにやっていったらいいかということを含めて。これについては、学校もそうなんですが、役場の庁舎も外壁が、西川議員からも以前からいろいろ指摘を受けている部分がありますので、そのあたりも含めて、いずれにしても応急処置的になるかもしれませんが、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。できれば、庁舎も学校も同時にやっていただけるのが理想です。よろしくお願ひします。

次に、甲良中学の特別支援員についてお聞きします。今現在の学校の特別

支援員の現状と特別支援を必要とする生徒数は何人いますか。また、今後の見通しについてお聞きします。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 現在、甲良中学校には特別支援教育支援員を1名配置しています。発達障害や支援を要する児童・生徒の学習支援を主にしていただいておりますが、人間関係づくりにも貢献をしていただいております。また、支援を要する生徒数ということですが、平成28年度特別支援教育体制の整備状況調査におきまして、甲良中学校の方では個別の指導計画をもとに、支援を要する生徒、また支援を必要とする生徒の数が10名ということで報告を受けているところでございます。

今後ということですが、甲良中学校の来年度の入学の現状等を詳細にお聞きして、その現状をふまえた上で財政と相談しながら配置の方を考えていきたいなと思います。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。現場の方と意見交換をしながら、前向きに検討していったらほしいと思っております。

次に、現在では発達障害や多動症などといった、昔にはあまり聞かなかった障害名を耳にし、そのような児童・生徒の数も増えてきていると聞きますが、どのような対応をされておられますか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 多動症、ADHDを含む発達障害の子どもたちにつきましては、幼稚園、小学校、中学校と連携をしながら、医療または心理の専門家の助言をもとに必要な支援を考えております。特別支援コーディネーターというのが各学校にいますので、その方を中心に個別の指導計画を立てて、担任をはじめ、先ほど言いました特別支援教育支援員など、全教員で支援に当たっているところでございます。

学習支援だけでなく、先ほど言いましたように、人間関係づくりにも指導、支援を行っているところでございます。また、必要に応じて愛犬通級指導教室において、週1時間程度でございますが、専門的な知識を持った方から社会的スキルや読み書きなど、障害に応じた指導も受けるようにしております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。ちょっと前後しましたが、東西小学校のプールの撤去についてお聞きします。

東小学校玄関前、中庭、3つのビオトープ、運動場を囲む木々とせせらぎの水という美しい環境に囲まれた東小学校において、廃プールの光景は見苦しく、西小学校も同様です。残念な様子となっております。東西小学校とも

一刻も早く撤去して、学級農園の整備などに役立ててはいかがですか。今後の計画についてお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 プールの撤去については、公共施設の維持管理計画の個別計画を29年度に立てることになっております。その中でももちろんほかの施設も含めてですが、プールについても基本的にはもう撤去という方向は、この間、示させていただいた、全協のときに施設の維持管理プランの中でもそのようにうたっております。個別計画を来年立てていって取り組むという形になりますので、来年すぐ撤去というのはちょっと今のところ思ってないんですが、その計画の中でいつごろということを決めていくということになりますので、今のような意見もふまえて、またその計画をつくっていききたいとは考えております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。学校施設に関する質問は以上にいたしますが、行政、また先生方もいろいろ大変だとは思いますが、支援を必要とする児童・生徒の今後の進路に向け、適切な指導と対応をお願いするとともに、必要な職員の配置をお忘れなくよろしくお願いたします。

次の質問にいきます。甲良南部工業団地についてですが、まず、今現在の進捗状況はどうなっておりますか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 9月議会以降の状況であります。現在、進入路のため池部分の道路改良の測量を実施しております。3月末の完了予定であります。西明寺さんの方にはその測量設計の業者さんが決定したときに挨拶に行っておりますし、また11月に西明寺と現場立会を行う予定をしております。

それと、中間デベロッパーと交わす覚書の件ですが、企画の担当課ではやっとペーパーベースで整理ができましたので、役場の関係課と協議をしながら、最終はちょっと弁護士さんに見てもらって、それから町長に報告しようと考えております。

それと、開会の町長の挨拶でもありましたが、11月21日に東京で県主催のびわこ立地フォーラムがありまして、そこに初めて参加しまして、東京に本社のある企業130社や大使館、金融機関など総勢200名ほどが集まった会議の場で、町長の方が挨拶の中で甲良町のPRと南部工業団地の紹介をしていただきました。その後、名刺交換会などがありましたので、滋賀県に興味のある企業などに甲良町の工業団地のPRをしてきたところであります。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。ということは、徐々にですが、進んでいるということで把握しておきます。

それに伴い、昨日も一部、一般質問の中で他の議員がおっしゃっていましたが、この②の部分、古民家等の利用、いずれできるであろう工業団地、そこの社員の方々の住宅地の確保について、空き家対策にもつながるのではと私は思っておりますが、そこの考えをお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 昨日の答弁でもありましたが、空き家の関係については、どのようにしていこうかというようなことを来年度、まち協の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。その中で、30年度をめどに空き家バンクの運用をめざしておりますので、そういう制度ができましたら、当然、立地される企業さんの社員さんが希望されるようでしたら、そういうところの紹介をしていきたいなどは考えております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。次に、移ります。

③です。この部分ですが、これは昨日、野瀬、田中、岡田、西川各議員諸氏が人口減少問題について質問されております。それとよく似た質問になるかもわかりませんが。人口減に伴う住宅地の確保、農地転用の条件は今現在、甲良町はどのようになっていますか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 農地転用の前に、農振地域区内の農用地区域、青地から農用地外区域、白地区域に変更する必要があります。それが第1条件でございます。それと、農地転用の条件につきましては、農地区分および許可方針というのがございまして、第2種農地、これにつきましては、鉄道の駅から500メートル以内にある小集団農地が転用可能、第3種農地といたしましては、鉄道の駅が300メートル以内にある等、市街化の傾向が著しい区域にある農地が転用可能ということになっております。それともう1点、一般基準といたしましては、申請目的実現の確実性あるいは被害防除措置等についての審査をしていくということになります。まず、1つ目の条件といたしまして、農振の変更がございまして、これにつきましては、土地所有者の確認は必要でございますけれども、町の全体ビジョン、例えば、土地利用計画、都市計画マスタープラン等で位置づけられた土地につきましては変更が可能ということで考えられると思っております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。私の1つの考えですが、将来的に尼子駅周辺やこの役場から道の駅までのラインに住宅地の確保、100世帯から200世帯

ぐらいの土地を確保するぐらいの規模の住宅、また年収に見合った家賃で入れるように、それと南部工業団地の社員さんに住んでいただくよう、南部工業団地と住宅地と同時進行で進めていくのが理想的ではないかと思っております。今現在ある工業団地に対して、住宅地が今までは確保できていなかった、その部分が人口減につながった部分もあるのではないかと思っております。私の意見ですが、長男か次男かわかりませんが、どちらかが実家を継ぐ、どちらかあふれた方は甲良町にどこかで住んでくれればいいんですが、最近のはやりというか何かわかりませんが、愛荘町に家を建てたり、隣の豊郷町に家を建てたり、アパートを借りて住んでいる。遠くに行かないんですね。元甲良町民が、甲良町の近隣にいます。そういう方が沢山、皆さんの知り合いの中にもおられると思います。ぜひともそういう人が少なくなるように、甲良町に踏みとどまってもらえるような政策をしていくのが理想ではないかと思っております。甲良町行政が率先して住宅地を確保しなければならない、そのような認識で皆さん方にもいてもらいたいと思っております。その意見はどうか、町長。

○木村議長 町長。

○北川町長 宮寄議員が全くおっしゃるとおりでございまして、まず、今現在、甲良町から町外に出て住んでいる人は、統計をとった中では、遠くの大都市に大学を出てそのまま居住するという人もおりますが、本当は甲良町に住みたいけども、土地がなくて家が建てられないというような思いで、彦根、愛知、犬上の管内に甲良町から出て住んでいる人が全体の転出者の60%ということは、いかに甲良町に住む土地がないかということが証明されるわけです。恥ずかしい話ですが、役場の職員も結婚して外に住んでいる人が非常に多いという現状もあります。これは残念ながらそれぞれの家庭から、例えば新屋で土地をもらって建てるとかいう人がなかなかないというようなことのあらわれかなとも思っております。

そういう意味で、甲良町も南部工業団地の件もございまして、今現在、古河ASさんでも850人の従業員がいますよ。その中でも甲良町で今も住んで勤めている人はわずかなんです。ほとんど東京の本社の方から来た人も、全部彦根に住んでいる。ほかに例えば、北海製罐とかセキノ興産とか、いろんな企業が来ていますけども、ユニバーサルもそうですが、みんな東京の方から来ている人は全部町外です。というのは住むところがないからやむなしに町外で住むというようなことであって、企業誘致をしても人口が増えないというのはそこなんです。だから、今後、南部工業団地をいろいろと整備していくにあたって、既存の企業さんも含めてやはり甲良町で住んでもらうための対策は喫緊の課題ということになります。

今、産業課長が申しあげましたように、圃場整備率が甲良町は滋賀県の中で2番目に高い圃場整備率なんです。近江八幡が一番整備率が高くて95%、甲良町がその次に94%の圃場整備率ということで、6%しか圃場整備していない土地はないというような現状でした。そういうことから、農地転用というのが非常に大事な問題でもあるが、お金をかけて先行投資をして整備をした優良農地、それをどういう形で転用していくかということも非常に難しいハードルでもあるので、今後は例えば駅周辺とか、役場周辺とか、第3種、第2種の農地、そういう部分をどういう形でしていくかということも、先般も知事との懇談会の中でもそういう話をさせていただいた経緯もございますので、今後はその分について、甲良町の一番最重要課題、人口減少に歯どめをかけるための最重要課題はそこにあると思っておりますので、精いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。町長の意見も率直に受けとめて、我々議員も行政も1つになって、そこを打破していく覚悟で臨んでいきたいと思っております。工業団地についての質問は、以上にさせていただきます。前向きに住宅地を確保する、もちろん地元住民に対しても、今後來られるであろう社員さんに対してもそう望んでおります。

次にいきます。機構改革について質問いたします。この質問は、6月議会で建部議員が質問しておられますので、ポイントを絞って質問いたします。現在の進捗状況と実施期間はいつごろになりますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 昨日、西川議員からも質問がありました。答弁したとおりで、29年度は保健福祉課の一部の事務を住民課に持ってきます。本格的には30年度の4月の実施に向けて、来年度の夏あるいは秋までに骨子を固めていきたいと考えております。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、機構改革のプロジェクトチームについてお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 これにつきましても、あえてプロジェクトチームという言い方はしていないんですが、参事級の職員を中心に作業を、遅れがちですが、ちょっと総務課の事務がちょっと遅れているというのがあって申しわけないんですが、進めていっているというところで、各課の意見も集めていっております。そこら辺の集約を進めながらということで取り組んでいっているところです。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。次に、今回30年度に向けての重要ポイントというか、この課とこの課をどうするか、この課の補充をどうするかとか、重要ポイント、行政が考えておられるそこをお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 課の統廃合という部分の質問やと思うんですが、例えば防災関係については、総務課と建設水道課が両輪でやっておりますが、防災センターの整備と併せて、そのあたりは煮詰め直す必要があるかなとは思っております。

あとは、保険年金関係とかも含めて、住民課の仕事も保健福祉課の関連も含めて、ちょっと効率的に悪いような部分もありますので、考えておりますし、教育委員会の仕事についても人権課の関係、人権教育とか、いろんな部分で調整する必要があると考えております。大ざっぱですが、大体そこら辺は必要なのかなと。細かい部分についてはまだいろいろあるんですけども、言い出すと切りがないということでよろしく申し上げます。

○木村議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。ここはくどくど聞いても仕方ありませんので、行政が今の答弁のようにお考えであれば、期待してお任せいたします。

今後も議会と綿密な連携をとっていただいて、町政がますます発展できますように期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木村議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田です。議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を始めたいと思います。ちょっと昨日から風邪をひきまして、こんな声になりましたが、済みません。お聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしく申し上げます。12月に入って寒さが厳しくなっておりまして、インフルエンザもはやっております、昨年度より1カ月早くなっているということで体調管理には十分注意していただきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。平成28年9月2日に行った記者発表の内容はということでお聞きします。

全協を開いていただけたら、このような質問をしなくてもいいのですが、40代、参事についてということで、①の質問ですが、広告掲載料について支払いの遅延とはどのくらい遅れていたのか、年月日を正確にお答えください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 平成27年度と28年度予算に関係します。まず、平成27年度予算で最大の遅延を述べます。平成28年1月7日掲載分で、支払い予定日が2月25日でした。その処理が4月22日です。平成28年度分で最大が、これも掲載が1月23日で、ちょっと請求が4月27日で、支払いが7月21日でした。これが最大です。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと年度をまたいでいるとかいうことになっていますが、これはどのようにしてわかったのかお答えください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 ある日、課長の方に新聞社から電話がありまして、その支払いはどうなっているのかというような電話がありまして、私は初耳でしたが、何回か催促をさせてもらっているというような話がありましたので、それをお聞きして、課員でそういう請求書があるかなどを確認して、請求書がありまして、遅れていたというのが発覚しました。その関係で、新聞社の方に整理して、もう一度わかるようにしてくださいということで、ファクスをいただきまして、処理をさせていただいた経緯があります。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今聞いていると2件分かと思うんですけど、それ以上あったのかお聞きしたいのと、この請求書というのはどこに置かれていたんですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 件数であります、まず平成27年度予算で処理を入れさせてもらったのが、1社で5件分。平成28年度予算で処理させてもらったのは3社ありまして、7件分であります。27年度分の電話の問い合わせで確認をしたら、その職員の後ろに書類を入れる段ボールがあって、そこに封筒のまま積まれておったというので、そこを探したら請求書があったということです。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これはすごい件数が出たということですし、後ろに封筒が置かれていた、ちょっとそこら辺は僕らには理解できないことなんですけど、課長も全然把握していなかったということがわかるんですけど、請求書は大事なもののなので、そういうのをしていないということ自体ちょっとおかしいと。それが自分が発注したものであれば余計、請求書が来なければこちらから請求してまだかというぐらいのことでなければ、やっぱり仕事というのは成り立っていかないです、これから注意して、課長の方もしっかりと把握していただいてやっていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

それで、次の②の質問に入りますが、計画性のない発注を行うなどの事務

処理に問題があったとは、これは一体どういう内容だったのかお聞きします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、予算の関係ですが、予算の枠内を超えた発注がありました。それと、宣伝効果の方ですが、主に九州地方の新聞掲載を行っていましたが、実績に見合わない発注でありました。それが計画性のない発注であり、それが問題になりました。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 実績が伴わないと言われましたけれども、それに対しての損害とかは全然なかったんでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 請求が遅れたことについての損害はありませんし、事前に電話で話をさせてもらいまして、いつまでに払わせてもらうという話はさせてもらいました。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 損害はなかったということでもいいんですけど、そういうようなことが多々あるということがわかりました。これもやっぱり実績の伴わない発注と言われましたが、こういうのはどうしてわかったんでしょうか、課長の方としては。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 申し込みを都道府県別なりで、その件数を整理しました。それでやっぱり都市圏からの申し込みが多いですが、九州の方はやっぱり人口も少ない、数が少ないと。そこに宣伝費を投資していったということで、そういう書類を見て判明はしておりますし、年末ぐらいに監査の方でもそういうご意見が出たというような話も会計管理者の方から聞いておりましたし、そういうなのでそういう書類を気にして見るようにはしておりました。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。それでは、③の質問に入りたいと思います。

担当する業務の委託者の活動で発生したごみ処理については、委託者からごみ処理費を預かりながら3カ月余りごみ処理業者に支払いをしていなかったとあるが、そのお金を預かった年月日と支払いをした年月日はいつなのかお答えください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 預かった日が28年3月31日でありまして、支払った日が7月8日です。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 3カ月余りということですけど、金額は幾らだったのかと、

どこに置いていたのかお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 金額については13万680円であります。置かれていた場所は、担当者の私用者の車の中と本人からは聞いております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 車の中ということですけど、本人がそこに置いてあると言ってきたときに、実際そこにあったかどうかという確認は誰かやったんでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 確認はしておりません。全て処理が終わってから報告を受けておりますので、誰も確認はしておりません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 確認を行っていないということですけど、実際そこに100%置かれていたというのは誰もわからないということだと思っておりますけど、あまり追求してもあれなんですけど、はっきり言って、車の中に置いていたとか、もつてのほかのことなのでね。それをまた3カ月も置いていた、これを誰が信じるかいうと、本人が言っているだけであれば、本当に誰が信じていいのか。それはやっぱり確認等も必要やったと思うので、それについてはもうこれ以上聞いてもあれですのでやめておきますけど。はっきり言って、こんなこと普通のところやったら、3カ月も車の中に置いていたって誰が信じるかと。はっきり言って、しっかりとやってもらわないと。車の中にずっと置いているって、普通は預かった次の日にでもせんならんことを忘れていたでは済まされんことです。よろしく申し上げます。

続きまして、④の質問に入らせてもらいます。この補助金のことですけど、これも同じやと思うんですけど、事務局が預かって、協議会の補助金の精算金というのが今のやつでよかったですか、ちょっとここら辺お聞きしたいんです。1年間と書いてあるものがあるんですけど、そちらの方をちょっとお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まちづくり協議会のお金で、事務局が実質、企画管理課の担当職員が行っておりました。まちづくり協議会で町から交付金をいただいて、研修旅行に行きます。それを毎年でしたら精算して、その余ったお金を町にそのときに返すというような作業をして、その通帳を解約するというような仕組みで動いておりましたが、この年は余ったお金を出して、通帳を解約して、そのお金を町に返すのを忘れていたということです。町にお金を返したのが28年6月28日ということで、その報告を受けたのが7月21

日に課長と課長補佐には報告を受けましたのが事実であります。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 1年間ということですけど、どうして発覚したのかと、金額は幾らなのかお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 金額については、7万8,274円で、発覚につきましては、今年度、役場も不祥事が続いたので、課の中で担当の長い職員を変えました。変えた中でそういうなのが発覚したということです。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それは、毎年精算をしていたということだと思うんですけど、そこら辺のところと、毎年行っている返還がなければおかしいと思うのが普通で、課長のチェックなり何なりはなかったんかというのが実際思うところですけど、それ以後、どういったチェック体制をとって現在行っているのかということをお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、掲載の方ですが、この問題が発覚したときにもいったんとめまして、ふるさと納税関係の問い合わせが結構多いので、今までは電話を取った者がメモを取って、担当の机に置いていたんですが、誰でも確認できる問い合わせ一覧をつくりまして、誰でも確認できるようにしたというのと、請求書は封筒ごと、よく担当者の名前が書いてあるので、それをそのまま渡していたのが実情なので、それを親展以外は封を開けて回覧をせよと。ほかの職員が確認できるように対応しております。

まち協の関係であります。実態は町から交付金をいただいて、関係職員が処理をしていたんですが、こういうこともふまえて、今年度、まち協のあり方いうのを議論させていただいておりますので、事務を全部まち協にというのも抵抗があるようなので、できたら支出命令なりそういうのをまち協の会長が、そういう命令で職員が事務処理をしていきたいなと今、協議をしている最中で、来年度からは何らかのチェックが入るような仕組みに変えていきたいと思っております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。1年間の流れで、このときは何をチェックせんならんとかいうのをずっと流れでつくっておれば、こういうことはないので、これから1年間の流れで4月は何の清算、5月は何の清算をせんならん、これがみんなにわかるように、そういうなのをつくっていったらできると思いますので、頑張ってください。

それと次ですけど、精算金の置かれていた場所はどこだということ、先ほ

どは、確認は行っていないということだったんですけど、こちらの方の確認はどうしたのかお願いします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 このまち協のお金につきましても、本人私用車の荷物入れの段ボールの中、これも本人の話ですし、これも確認はしておりません。全ての処理が終わって、新しい通帳をつくって入金されてから、課長、課長補佐に報告がありましたので、その時点では確認はしておりません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 先ほどから言っていましたように、私用車の中ということで100%あったとは言えないということを皆さんもご承知だと思いますけど、そういったことがあって、1年間も放置されていたということは、1年間どうしていたということになるし、私用車の中、いろんな家族の方も乗ったりするので、ダッシュボードの中とかやったら開けることもないと思うんですけど、どこにあったかもわからなければ、いろんな事もあると思いますが、それが全然1年間もわからなかったというのものもあるし。補助金の精算は毎年、担当者が何年やっていたか知りませんが、絶対やらないかんというのはわかっていてのことやと思いますので、それが何でできなかったというのは私らも疑問に思うところなので、これからはしっかりと行っていただきたいと思います。

それと、やっぱり1年間お金を放置していたということで、聞くのも何なんですけど、上司の処分、下の方の処分はあったんですけど、上の方の処分は口頭注意、厳重注意なり何かあったんでしょうか。それをお聞きします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 懲戒処分までは至っておりませんが、町長からの口頭注意ということでさせていただいております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。一応、そういうような形でもしっかりやっていたということですよかったです。

続きまして、次のところに入らせてもらいますけど、被処分者、30歳代の主任についてお聞きします。①の質問の平成26年度の委託業者について、業者からの請求書などを自席の机の中に入れてそのまま失念および放置し、支払い事務を怠ったとあるが、請求書の年月日と支払いを行った年月日がいづなのかお聞きします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 請求につきましては、全部で4件、1社が3月24日の請求で、4月27日に支払いをしております。2社目で、3月16日請求が、

同じく4月27日に支払っております。3社目が1月27日の請求を5月29日、4社目が3月25日の請求で6月25日の支払いとなっております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと年度をまたいでの支払いということになっているので、その処理の仕方はどのようにされたのかお聞きします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 4社全て、水道事業というところでごさいます、3月31日で締めというところで、4月払いという分については未払金処理で次年度で支払うというところでごさいます、6月25日の支払いにつきましては、平成28年度で支払いを行っておるところでごさいます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この発表の分で聞くんですけど、請求書などがあるんですけど、請求書のほかにあったんでしょうか。これに、業者からの請求書などと書いてあるんです。そのほかはあったんでしょうか、などとか書かれているけど。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 請求書などという文言につきましては、業務の完了届であるとか、そういうのが一緒についていたというところでごさいます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。それと、年度をまたいでいるということで、この方は異動があったと聞くんですけど、どうなんでしょうか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 一応、4月1日付で異動しております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この請求書は3月ということで、この請求書が届いているのはいつなのかというのがちょっと疑問になるんですが、異動されたということですけど、異動は机ごと持っていくのか、それとも出て異動させているのかいうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 一応、机は置いたままで異動しております。その中で、整理がされていなかった部分をかかわったものが整理している中で見つけたというところでごさいます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 机の中に置いていった、次の人が見つけたということですね。そしたら、大体わかりましたので、②の質問に入りたいと思いますけど、平成27年度の集金した公金とありますが、何の集金なのかお聞きします。

- 木村議長 総務課長。
- 中川総務課長 ちょっと総務課の方から。これについては、公営住宅の住宅使用料と新築資金です。あと職員組合関係の掛け金とかの集金もあると聞いております。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 公営住宅の集金ということですが、この集金業務はいつから行っていて、何カ月ぐらい行っていたんですか。
- 木村議長 人権課長。
- 陌間人権課長 日々の集金業務をしておりますが、この件については月に1回集金に行っている部分で、1カ月分です。この職員は4月に人権課の方に来まして、4カ月です。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 4カ月やっていて、この集金業務は行く前とか、課長に報告して行っていると思うんですけど、そういう報告とかはあったんでしょうか。
- 木村議長 人権課長。
- 陌間人権課長 定期的な集金でございますので、決まった日に行ってもらっていますので、そのときは確認しています。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 公金を置いていたということで、確認を行っていたということですが、そしたら、その月は帰ってきて、課長は何も確認はしなかったんでしょうか。
- 木村議長 人権課長。
- 陌間人権課長 集金した後については、確認はちょっとできていませんでした。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 今の答えは、課長としての答えとは思えない。確認をしていないというのは。やっぱり、毎月お金を集金しているのに、確認なしでやっているというのはちょっとおかしいなと思いますし、その報告は口だけの報告か、何件で幾ら預かったというのを書いたものでの報告というのもなかったということですか。
- 木村議長 人権課長。
- 陌間人権課長 金額的には決まった金額でございます。その都度、その都度の確認はできていませんでした。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 全然確認していないということなので、やっぱりお金を集金したら上司が確認するのが普通ですけど。町長にお聞きしたいんですけど、

今、確認も何もされていないということで、この件についてはどう思われますか。こんな状態だということに対しては。

○木村議長 町長。

○北川町長 私もこの件については初めて聞いたことでありまして、本来ならそういうことはあり得ないなと私も思っております。そういうずさんさがいろんな不祥事につながるというようなことでもありますので、昨日も住民課長が言いましたように、チェック体制というのをしっかりとやってもらって、そういうミスが出ないように気をつけていただきたいと思います。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 着服事件もあって、やっぱりダブルチェックというのはこれからも大事ですので、それをしっかりとやっていただきたいと思ひますし、課長の方もやっぱり集金に行ったら、行く前にも報告させて、これから行ってきますと。帰ってきたら、集金はどうやったとかいうのも確認をしなければいけないのは課長だと思うんです。やっぱり部下の行動を把握していないということがいけないということだと思いますので、しっかりと把握してもらって、やってもらわなければいけないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、集金した金額の年月日と入金した年月日はいつなのかというのだけちょっとお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 総務課の方からちょっと答えます。27年8月18日です。合計で17万5,900円。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 先ほど答えていただきましたが、1カ月分やということですが、一体これは何件分あるんでしょうね。集金に回っていたというのは。

○木村議長 人権課長。

○陌間人権課長 生保の方からの集金でございまして、14人分でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これはどのようにして発覚したのかというのをお聞きしたいのと、入金がなかったというのは、また催促書や請求書などを送ったということはないんでしょうか。

○木村議長 人権課長。

○陌間人権課長 定期的な分でございまして、毎月、生保者からの入金をさせていただいている分でございますが、いつも決まった時期に行っております。その関係で会計の方から今月分がまだ入金されていないという指示をいただきまして、そこで発覚しました。

- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 催促書を送ったわけではないというのと、苦情等はなかったということですのでよろしいですね。わかりました。
- 次ですけど、一時紛失したと書かれているんですけど、これはどこに置かれていたのかお聞かせください。
- 木村議長 人権課長。
- 陌間人権課長 本人の話では、自分の机の中に入れていたと言っておりました。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 本人の話ということは、誰も机の中にあつたとか調べてもないということですね。確認はしていなかったということですね。
- 木村議長 人権課長。
- 陌間人権課長 会計からの話があつた時点で、もう本人は休んでおりましたので、一応、本人の机、また付近等を探しましたが、その時は私も含めて職員も探しましたが、その時は見つかりませんでした。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 何か矛盾しているような感じですね。全員で探してもなかつたのが机の中にあつたというので、これに対しても皆さん聞かれたんでしょと、これ以上、質問しませんが、ちょっとおかしいなというのは誰も思うんですけどね。次にいきます。
- ⑥の質問に行かせてもらいますけど、今はその集金はどのように行って、チェックはどのように行っているのかお聞きします。
- 木村議長 人権課長。
- 陌間人権課長 今はもう生活保護の方からの入金につきましては、口座引き落としをさせてもらっております。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 全員の方ということでもいいですか。わかりました。そうすると、これから現金を扱わないということで、それはいい方向だと思いますので、よろしくお願いします。
- それで、この件についての口頭注意なり、上司の処分はどう行ったかお答えください。
- 木村議長 総務課長。
- 中川総務課長 先ほどの企画監理課と同じような形で、町長からの注意ということでさせていただいています。
- 木村議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 わかりました。それでは、次の質問に入らせてもらいたいと

思います。

9月議会で質問した両センターでの入金に対する小島氏の集金した調査はということで、①の質問ですが、小島氏の集金したことに対してまだ調査中と私の質問に答えましたが、現在はどこまで進んだのかお聞きします。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 現在も捜査機関と協議を重ねております。刑事告訴に耐え得る証拠書類の整理を現在も進めておる途中でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それは、何年度分ができていいのかお聞きしたいのと、現在は何年度分を調べているところですか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 年度におきましても、まだ調査の段階でして、年度の限定をさせていただくということが今はできない状況でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今のお答えですと、次の質問②、③、④に対して、これはもう全部お答えできないということによろしいですね。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 そうですね。②におきましても、代位弁済された3,000万円を超えるということとどめさせていただきたいと思っております。それと、調査はどのようになっているかということですが、システムを中心に改ざんを見つけ出す検証を行っているということのみの答弁とさせていただきたいと思います。いつまで調査が続くのかということにおきましても、全容が解明できるまでということのみの答弁となるんですが、今まで議員の皆様には、時間がかかり過ぎているというご意見を多数いただいております。事件発覚当初は、私の方でも自認していれば告訴はたやすいのかというのを思っていたことは事実でございます。ですが、捜査機関や弁護士さんとの調整をしていく中で、犯罪を立証するのがこんなに難しいものなのかというのを痛感しております。今後、まだまだやらなければならないことが山積みでございますが、課員一同、協力して早期解決に努めてまいりたいと思いますので、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

以上です。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 大変な業務になっていると思いますけど、頑張っていたきたいと思えますし、また人数が足りないとかいうことを心配しているんですけども、だから1人の者に何十時間も時間外になって、その者がまた悪くなっていったら、また悪循環になってくると思うんですけど、そういうこと

のないように、総務の方とかとも相談をして助けていただきながらやっていかないと、ちょっと僕はいけないと思いますので、ちょっとこの点、総務課長、答弁はいいんですけど、よろしくをお願いします。

それと、館長の方にお聞きしたいんですけど、両センターにおいては、入金に対して毎日、日報に書かれていてその資料はきちんと残されていると思うんです。決められた業務を行っていたと言える私は信じております。それを館長の口からはっきりと言っていたいただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○木村議長 センター館長。

○山田呉竹センター館長 この横領事件云々じゃなくて、センター業務の中で日々、現金を預かったりしています。そこには、預かった人の顔の認識、そして、年月日、金額をきっちり把握して、それを台帳に控えて、集金に来られた方にきちっとお渡しするという形で、センターとしてはミスのないようにきちっと集金業務は行っております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。毎日きちんと業務を行っているということで、これらかの業務もしっかりと行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、最後の質問に入りたいと思いますが、プレミアム商品券の超過購入に対するけじめはということで質問ですが、プレミアム商品券の購入に対し、2冊を超えて購入した北川町長と建部議員は9月議会のときは返還されていないということだったが、それ以後、超過購入分の返還をされたのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 この件に関しまして、答弁させていただきます。販売に関しましては、産業課の不手際で混乱を招いたことは深く反省しなければならないと思っております。しかし、このことに関しましては、既に決定したことであり、返還する必要はないと考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 産業課として、その意見でほんまにいいんやね。いいということやね。調査委員会で調べたことに対しても、全然間違っていると、私は人間性のことでちょっとお聞きしたんですけど、やっていると思っておりますけど、やはり、あれだけ全国に放送されて、甲良町のイメージを悪くしといて、ほかのところは全員返還されている、それなのに甲良町だけはしていない。全然反省もしていないのかということをおっしゃるを得ないということをおっしゃっているんです。やはり、そのときのトップ、また議長という立場の

方がやったということに対して、それを返還しなくていいという町の態度はもうそれはちょっとおかしいと。これはもうそれでいいと思うんですけど、人間性として、やっぱり町長と議長がやったということで、これを問題としているんですから、それとはまた別だと思しますので、そんなことを言われても、ずっとこれはやりますので、よろしくお願いします。もうこれ以上言っても同じやと思いますので、私の一般質問を終わります。

○木村議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩したいと思います。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 一般質問のラストバッターとなりますので、どうぞよろしくお願ひします。同僚議員の質問、答弁等を聞いていますと、やはり着服事件が起こるべくして起こった、こういうことを感じざるを得ません。また、9月2日の処分等の中身についても、管理が緩んでいる、そして、姿勢が緩んでいると感じざるを得ません。そういう点では、小さな町です、また職員の数もそう膨大ではありません。また、課もあちこちに分散をして統制がつかないような状況ではありません。ですから、そういう点でもどの問題、どの課題も町政運営における、北川町長の基本姿勢、そして臨む態度について、課長や幹部の皆さん、また職員の皆さんはその姿勢を見て仕事をされている面が多々あるというように思います。そういう点で、11月29日に告訴がなされました。ですから、私は告訴後の課題、事件の要因、背景など、真相解明に必要なと思う基本点について質問をしたいと思っています。

1つは、信頼回復の問題で②のところ述べていますが、同僚議員からも質問がありました。全町民に対する町長の考え、町政の現状をリアルに説明することが信頼回復につながる1つだというように思います。当然、告訴前には告訴にあたって町長の考え方をまとめて町民に説明したいというのがありました。また、私も老人大会に参加しておりましたので、町長が200人ほどの参加者を前におわびをされ、着服問題の経過について簡略に述べたことについては評価をさせていただいております。同時に、参加された方は一部分の方であります。ですから、そういう点では全町民にこの問題での町長の姿勢を示す機会が、これから年末年始、幾つかあると思います。そういう点で、以前の同僚議員の一般質問で、全容解明がされた後というようになります。そうすると、いつの時期か示されません。そういう点では、1つの告

訴がされた区切りですので、それを区切りにして全町民への説明、どのようにされて信頼回復につなげるかというようにされるか、まずお聞きいたします。

○木村議長 町長。

○北川町長 議員おっしゃるとおりでして、本来、私も小島が着服をして、その調査をしている過程で住民の皆さんにその中身を報告しておわびするということは控えたいと。やっぱり、捜査の都合上の問題もありますので。そういう意味で、できることなら全容を解明してから詳細も含めて、もちろん全容解明イコール告訴ですから、その時点が本当の区切りというように思っておりました。しかし、捜査がなかなか、職員の調査の方も非常にシステムの改ざんが多過ぎて複雑化しているということで、非常に長い期間がかかるというようなことでもございました。しかし、昨日、野瀬議員の質問の中でお答えをさせていただいたように、1つの区切りとして今回告訴をしたというようなことでもありますので、捜査上の問題点、詳細については控えさせていただく中で、今までの経緯について、例えば新年の挨拶とかそういう中で町民の皆さんにおわびを含めて報告をさせていただくというようなことで準備をしていこうかなと思っております。

いずれにしましても、昨日もお答えしているように、できるだけ早い時期に全容解明ができるように全力投球で担当課の方も取り組んでおりますので、できることなら再度、告訴ができる状況に持っていきたいというような思いをしております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 年末年始のことを言いましたら、新年の挨拶ということで言われました。もちろんこれは全容解明の捜査、町としては調査の途上というのを前提にして説明をいただければと思います。同時に、11月29日の記者会見の折に顧問弁護士の先生が、これは親告罪ではないので、告訴を受けて、その捜査の幅を広げられて、証拠固めが捜査権によって確保されるということの説明がありました。ですから、そういう点では親告罪ではない、つまり、被害者が届け出て、それから捜査が始まる事件ではないと。つまり、宮寄議員の指摘ではありませんが、そういう位置にある検察、司法の当局が判断をすれば、その範囲で捜査が進むと。その捜査に町は協力するという立場を貫いていただければいいというように思います。

それで、次の設問ですが、当初、私自身が考えていたのは、この事件の重大性、これほど重大な問題だということを当初認識していなかったのではないかというように思います。しかし、11月29日に初めてだと私は思いましたが、前代未聞の不祥事というように表現をされました。その点では、ど

ういう変化や町長自身のこの問題の核心部分、どういうことがやっぱり一番問題だったというようにお考えでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 私が前代未聞の不祥事と言ったのは、正直申し上げると、過去にも甲良町では大きな着服事件がございました。しかし、今回は私が本人と一度だけ話をする機会もありましたときに、住民の大切な税金を着服した割に、反省の色がないなということと、マスコミ報道の中であまりにも横着な発言が多すぎたということは悪質極まるという意味では、本当に前代未聞の不祥事やなど、反省の色が全く伺えないということで、その分について非常に情けないなと思ったのと同時に、私も平成21年11月から町長として頑張っておる中で、平成21年4月から奉職をしているという中で、日常業務を見ているとよく頑張っていて、真面目にコツコツやっているなという印象しかなかったものですから、それが余りにも裏切られたという悔しい思いと同時に、その横着さが前代未聞というような表現になったと思います。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 私も改めて昨日、8チャンネルで放映された彼のビデオを見直してみました。そうしますと、しめしめ感があつたとか、それから、今日は来たなど、そして、来るたびにポケットマネーが増えた、これが幸福につながるし、私はお金を使うことが趣味なんだと、こういうことも述べています。そういう点では、そのことが1つの大きな原因になったと思います。

同時に、私は町政と事業を支える大事な根幹の業務という点で、そこに携わっていた7年間、そして、収納の業務についた5年間、そういう点でも裏切りをしたわけで、その根幹の部分でそういう不祥事が起きたという認識を町長はお持ちでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 議員おっしゃるとおりでありまして、私も正直言うと、小島は税務課の中でも、いわゆる滞納のエキスパートというような形で整理をする、そういう任務に当たるといような立場であったということで、県の収納促進チームと合同で仕事をずっとやってきた経緯があつて、その経験をふまえて、さらに甲良町での滞納整理をしていただくという意味で、非常に評価的には高くかっていたという部分があつたことが、逆に小島に何もかも任せ過ぎたという部分が今回の形として、二重チェックも何もされないままできたということが、一番大きな要因であつたのではないかなということと同時に、それが早く発見できなかつたというところ辺もあつて、非常にそういう意味では税務課も含め、私も含めてそこらの厳しさといいますか、そういうものが非常に欠けていたというような思いをしておりますので、そういう点ではこ

れを教訓に、今日も質問にございましたように、職員の細かい部分のミスがあって、それがチェックなしで見過ごされて、いろんな形で迷惑をかけるというようなことにもつながっているということを考えると、根本的にそこら辺を全て洗い出して、しっかりと精査をしながら、今後、住民の信頼に応えるように頑張っていかなければならないというような思いもしております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 町役場という性格上、町民から預かるこの税金類は避けて通れないわけですから。人権課長の答弁を聞いていますと、集金に行った日はわかったけども、入金作業をさせていない、これが現在の人権課長の位置だけではなくて、従来からそういうことでずっと流れてきた、これが疑われますし、それは自ら検証していただきたいというように思っています。だから、その点では町民にとっては本当に許せない事件であります。教訓にする必要があると思っています。

次に、3月10日が1つのポイントになったというように、私は思っています。情報公開請求で3月10日付の伺い書が公開されました。部分黒塗りではありますが、伺い書をいただきました。その中には、3月10日に告訴状が既にでき上がっています。そして、告訴趣旨、刑法253条（業務上横領罪）に該当すると考えるので、非告訴人の厳重な処罰を求め、別紙のとおり告訴状、必要書類等を添付して彦根警察署に告訴してよろしいか伺いたしますというので、告訴状、着服金額の一覧、人事記録台帳等々、それから報告書、そして、着服金額の一覧明細などがついています。そして、地域総合センターの管理に係る集金台帳もついています。こういうのを完備されたわけですが、何かの原因で告訴ができなかったと、これはなぜでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 議員おっしゃるとおりに、3月には一度、告訴をしようというようなことで手続もさせていただきました。その前に、OCRによる読み取り等で、多分、小島が取ったであろうというような金額やら含めて、そこらを積算して被害額、両センターは先ほど館長が言いましたように、台帳に全部控えておりますので、その金額を集計した分やら含めると、着服したということがわかるということで、告訴をしようとなったと私は思っているんです。その中でそういうことを弁護士さんにも相談させていただいて、告訴の準備をし、彦根警察署に告訴をしたいという旨の話もさせていただいたところが、警察の方で告訴状を受理するということは可能やと。けども、告訴状を受理しても、この着服した金額、これが100%裏づける根拠を出さない限り、これは告訴しても不起訴になるというような当時の話やっとなと私は記憶して

いるんです。

したがって、いろんな電算の被害額、そして、両センターの被害額、裏づけが100%できているか、できていないか、そこなんです。だから、それが今ずっと遅れてきているというのは、そういうことなんです。だから、100%、例えば小島が窓口で町民のAさんが納めたお金を取ったということは、本人も言う、そのときは言うてた、納めた人も言うてた。けども、このときに領収書を町民さんがもらったけども、1年たって、その領収書はもうどこかに失ってしまっていないということになると、私は確かに小島に渡しましたというても裏づけが取れない。そして、逆に言うたら、小島に言わせたら、私は受け取っていませんと、別の担当が取りましたと言えば、確証が取れない。そういうようないろんな押し問答じゃないですけども、そういうことがあることから、なかなか告訴に踏み切ることができなかったという部分もあったというように私は思っております。だから、1回目の3月はそういう意味では告訴が受理されるであろうけども、受理しても結果がついてこないということを考えると、踏みとどまって、もう少し調べ直すというようなことになったということでもあります。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 警察の方も町の不備もあったことを見越した上で、踏み込んでも調査ができない、それから捜査権を発動しても取れないというように判断したのかもしれない。同時に、強制権が発動しますと、本人が身柄拘束をされて、調書が取られます。その調書の段階できちっと合理性のある調書が取られて、私がこの部分、この部分やりましたということを供述で詰めていけばできる。詰めていく材料を町がちゃんと提供するということが必要だと思いますが、その材料を整える上で、以前から問題になっていました日々の日計がされていないことで、小島が着服したことを特定できない状況を、甲良町の不備でつくってきたというように思うんです。

それで、今わかりましたけれども、やはり、町民の中には何らかの親との折衝で、つまり金額がはっきりしない、公表されない段階でもう3,000万円返るということが水面下で準備をされて、そして、4月25日に818件の調査が始まることが報告され、7月には3,000万の返還の申し出を親からしてきたということが経過をしてきます。そうすると、親が金額を弁済するので、刑事告訴をやめたいほしいというアタックがあったのかという疑いが持たれますが、その点どうなんでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 今、議員が言いましたが、私は小島と小島の父親を役場に呼びつけまして、町長室で一度、話をしたことがあります。それから以降は一度も

会っていません。したがって、裏交渉とかそういうことは一切していませんし、そういう内容の話もしたこともありません。当然、会っていないんやから。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 私のメモに、2月2日の前任の議員の任期のときに緊急の招集がありまして、上田参事から弁済の話も家族を呼んでしているというのが報告ありました。それは間違いありませんか、上田参事。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 今、町長が申しあげましたように、親を呼んで、そこでこういう事実があったという確認をしているところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 全協ですので、録音が残っていると思います。私は確かに、親を呼んで、刑事告訴以前に弁済の話をするのは不謹慎、そして、刑事告訴を弱めるものだというように指摘をした発言がされています。私ははっきりと記憶をしています。そういう点では、当初から金額が3,000万いかなんだというように思っておられたと思います。だから、簡単に返してもらおうという話が出たんだろうと思いますが、親を呼んだときに、やはり、弁済の話もきちっと償いをしてくれというのはそうですよね。刑事事件と民事もちゃんとありますというのを告げるわけでしょ。だから、私はそれは早過ぎると指摘をしたと思います。

それで次に、業務の検証をする上で、大事なところで正直にやはり明らかにしてほしいわけです。それは、上田参事が2月2日、なぜそんなふうにだまされたのか、見抜けなかったのかと私が質問しました。他の議員も質問しています。そうすると、会計室に持っていくふりをしてだまされたということですよね。これ自体も今、事実でないことがもう明確になっていますよね。彼の机の中に入れていた、それを課長は点検もしなかった。インタビューで数日たっても問題にならなかった、これはもらっとこと、もらっといてもいいなと思ったのが犯行の始まりとって放映されています。そういう点では、どうのように説明されますか。私たち、署名を集めた中で、ほとんどの人が何でわからなんだんかと、しかも1回や2回じゃありません。3,000万以上というのは発表がありました。そんな金額、何でわからなんだんかというのが、率直な町民の不信感、疑問なんですよ。どうなんでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 やり口として、現金の受け取りを会計室に持っていくふりをして横領していたということが1つの大きな要素としてあるというような説明をさせていただいたと理解しております。

- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 今となっては、事実と違うでしょ。192戸分は818件の領収書の片割れ、2連の、カップと呼んでいるらしいですけども、それが残っていたわけですよ。それが全部の着服金額と符合するかというのは別問題ですけども、持っていくふりをして、つまり、窓口に来られて現金を預かる、納付書の2連が残っている、それで持っていくふりをして。これ何回、動作をしてもだませないんですよ。机に入れといたわけでしょ。そして、後にわかったことですが、そういう日々の現金の受け取りは日計で記載して、課長が決裁をして、課長が会計へ渡す、ないしは課長補佐が渡すということをしていなかったということ、このときに正直に言わなかったのは事実ですよ。どうなんですか。
- 木村議長 税務課参事。
- 上田税務課参事 領収書を持っていくふりをしてという中で、領収書というのが会計にお渡しすると、本人さんに領収書を渡すと、この2つがございます。ですから、本人に領収書は渡っていたと思っています。ただ、会計の分については机の中に入れていたのではないかと。現金についても本来、会計に渡す分を渡さずに横領していたというようなことがございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 当初の説明と違うじゃないですか。会計室に持っていくふりをしてだまされたんだというんですよ。領収書はもう来られたときに切って、印鑑をついて渡しますやんか。それをわざわざつくって、なぜ緊急に集められた議会で、日計をしていなかったこと、そしてそれを机の中にしまっ、それぞれの収納した業務の課員が会計室に納入することというようになっていたんじゃないんですか。正直に言うてもらって、初めて1つずつ解明がされていくんじゃないんですか。どうですか。
- 木村議長 税務課参事。
- 上田税務課参事 今、ご説明させていただいたように、領収書というのが2枚ございます。本人さんにお渡しする分と会計に現金と一緒に渡す分ということで。今、小島が会計に渡すべきものを現金と一緒にデスクなりに保管していたという意味でございます。そして、それについては日計には当然、会計には入っておりませんので、日計はチェックしておりますが、そこには反映していなかったという意味でございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 今後、解明していく上で事実を潔く報告してもらわんとあかんと思います。この管理不備を当初の時点でもきっちりと言わなかったわけですよ。責任追及が恐ろしかったのか、避けたのかわかりませんが、けども、

起こった事実、しかも、ひもといていくと、3,000万も着服をされていたという事実。しかも、3,000万以上、私たちの試算では不納欠損の金額を操作できる。全くの1人で、夜、早朝出勤で改ざん作業をしたわけです、結果として。そういう点では、当初から被害が少ないように見せる、また町の不始末を少なくするという点では、やはり、今後の検証をする上で改めていただきたいと思うんです。

そこで、私は2月2日の全協の説明が終わって、丸山光雄さんと当時の上田課長がたまたま会議室を出るのが同じで、そのときしゃべった上田課長の話が妙に気になるんやと丸山さんが私に教えてくださいました。2月の終わりが3月の初旬のことです。それは、あなたが丸山さんに「ええかげんにせんとばれるでと言ったのに」とたしなめたと言うんですね。これは私も気になりましたので、ちゃんと確認を取ってから問題にしようと思って、5月、テニス教室が終わった段階で時間を取っていただきました。上田課長は当時、もう教育委員会に行っていましたので、上田氏はそんなことはありませんと、言っていないというので、言ったこと自体を否定されました。この話は、インタビューで複数犯が否定されないことやとか、その後、192戸分、それから818件の納付書の2連が出てきたことなどという点では、犯行が可能な手口ですよ。彼に全く収納のデータを任せていたわけですから、そういう点では見逃していたのではないかという深い疑いに包まれてまいります。ここは、今後の解明をする大事なところです。私にははっきりと上田課長はそういうことは言っていないと。その後、私は丸山さんに、否定されたんだけど、わしは妙に心に残っているというのを再度言うておられましたが、この問題は疑惑のまま残してはならないというように思いますし、今後の管理体制の問題も含んでいますので、再度答弁をよろしくお願いします。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 丸山元議員とその議場を去った後に、「ばれる」というようなことは一切言っていないというように思っています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 今日丸山元議員も当時のことを忘れられないので、傍聴に来ていただいています。今後の解明が必要だというように思います。

次に、10月3日付の調査依頼についての質問に移らせていただきます。

10月3日付の調査依頼、進行状況と②の町民が払っていない実際の未納と町民が払ったけれども、町会計に入金されていない金額の識別がいつたのかどうかご報告をお願いします。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 10月初旬に、納税確認調査ということで、未納明細が上

がっている皆様に調査を依頼しております。現在も調査を続行中ということでございまして、その未納明細を送付させていただいたのが385件と。そして、今までに来庁と調査を実施させていただいたのが76件というところでございます。そして、本来の未納、横領の識別ということでございますけれども、現在確認中ということと、申しわけございませんが、捜査の関係上、その詳細については控えさせていただきたいなどこのように考えています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、未納通知が届いた町民が抗議の電話を幾つかされていると思います。ある町民からですが、あなたの税金は入金されていましたと返答があったとのこと。また、ある方の固定資産税、納期限は22年11月1日となっています。これの1万860円の場合は、書面で回答を求められた結果、納税されていることを確認させていただいたことを報告させていただきまして書面で回答がされたとのこと。ところが、記載されてきた税目が固定資産税ではなく、国民健康保険税に変わっているんですね。金額も1万860円ではなくて、3万9,700円となってしまっています。実務上の混乱も大変甚だしいと感じますが、このケースではこの方は納入されているが、町会計の金庫に入ったものか、金庫に入っていないものか判別がついたのか、これはわかりますでしょうか。それとも、この実務上の混乱、データ上の混乱があって、本人に届いたやつは当初の未納ですよという通知と全く違う回答が、税目でも違うんですね。これはどういうことですか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 先ほど申しましたように、今、この調査につきましては、捜査の途中でございまして、個々の部分につきましてはご報告できないと。ただ、その中身について誤りがあったかということはちょっと確認はできていないんですけども、もしあったとしてもそれを修正させていただいているというように認識しています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 確かに2通届いているんですね。けども、最初の、納入されていたというやつは固定資産税ではなくて、国保税になっています。そういう点でも、いろはのところで確認をして送ると、前回送った書類は間違いでしたとは書いていません。ですから、そういう点では実務上も大変混乱しているというように思います。

そこで、次に町民が納入した額が町金庫に入金されていない税金は、Kの横領だと断定できたのかどうか。調査中だと思いますが、その進行ぐあいはどうでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

- 上田税務課参事 今回、聞き取り調査というところをメインでやっているわけなんですけれども、その対象職員の確認というのも実施はさせていただいているところですが、そのK氏の横領であるかどうかという部分につきましても、先ほど申しましたように、捜査の中の一環でございますので、内容については差し控えさせていただきたいと考えています。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 単純な実務の間違いも起きているんですよね。④はまさにその象徴です。行政事務全般、町政、行政への信頼を根底からその点では揺るがしているという認識は、税務課参事、ありますか。
- 木村議長 税務課参事。
- 上田税務課参事 今回の税務職員の横領事件ということで、町民の皆様に非常に強い不信感を与えているということは認識をしております。今後、職員一同で町民の皆さんの信頼回復に努めるよう考えております。非常に申しわけないと考えています。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、具体例はコンビニで納付した税金が未納になっている自体を聞きました。その方のコンビニの領収書もいただきました。相談も受けたとき、行政事務のいろはができているのか、これは重症だなというように痛感したんです。今までの管理を怠り、ずさんな実態を放置してきたつけが今回の着服事件で一気に噴き出したというように思います。人権課しかり、建設水道課しかり、そして住民課は日々扱うのが多いですから、そういうチェック体制を以前からされていたと聞きますが、それ以外のところでそういうようになっている、これについてはどういような反省と事実関係をどう把握されていますか。
- 木村議長 税務課参事。
- 上田税務課参事 今、個々の話の中でコンビニ等が出ておりますけれども、それにつきましてもデータ改ざん等について調査をしておりますので、これについても調査中ということでご理解いただきたいと思います。そして、横領等の中で現金の対応が非常に大きかったということで、二重チェックおよび現金での収納については、もう厳格に対応しないと、そういうところについて二重チェックをして、現金の取り扱いの厳重化ということで実施をしているというところがございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 ある町民の方が税金類は、わしは引き落としにしていると、だけでも大丈夫かという声まで聞くんですね。これは1人や2人ではありません。税金をこういうようにして着服された、その管理が今まで全く甘かった。あ

あいうテレビで堂々と反省もなく、インタビューに答える態度を見て、なおさら広がっていると言うように思います。

それで、5番目の県税の被害はどのように扱っているかの説明を求めたいと思います。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 町民税という部分が、ご存じだと思ふんですけれども、町・県民税という形で収納させていただいております。ですから、県税の部分も含めた形で収納させていただいているというところで、今回の横領という部分で、その部分もあるということになるわけで、そういう部分でいうと、県税についてもその部分に含まれてくる可能性が大であるというところで、県税についての払い込みという部分につきましては、横領額の確定した段階で早急に県の方に払い込みをさせていただくというように考えています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 県税が入っているということですが、それでは、甲良町が徴収すべき県税について、町に対する県の対応、方針はどのようになっているのか、以前の議員の質問に答えた部分がありますが、県は責任を迫及してくると思いますし、現にどうしてくれるんやということによってきてきていると思いますが、そこはどうでしょうか。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 西川議員にもお答えしたんですが、11月28日に湖東納税課課長とお会いしまして、確定次第、納入するという事で了解を得ております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、被害額の約3,000万の中には県税が含まれているのか、含まれていないのか。県が独自に小島に横領された被害額を請求するという形ですか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 横領の中に町・県民税ということがあるということになりますので、県税についてもその中の一部ということになると思います。

○西澤議員 県が直接請求するんですか。

○木村議長 税務課参事。

○上田税務課参事 収納させていただいたのが町・県民税という形で町が収納をするということになりますので、県が直接ということは今のところないかなというように考えています。

○木村議長 税務課参事。

○中川税務課参事 それにおきましても、県と町と弁護士を通じまして検討し

ていきたいと思っております。どの方法がいいのかということも含めた上での確定の納入になると思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 常識的には、徴収権は町にあるわけで、それを納入するという義務が県に対して発生している関係をちゃんと修復するということで調整されると思います。

それで、着服事件についてはこの問題で終わって、次に、町民の暮らしのところに移ります。今、本当に8%に引き上がって、町民の暮らしは厳しいものがあります。さまざまな施策が講じられていますが、家計を応援する、暮らしを応援するところで予算が組まれるという点では、今の時の政権は本当に弱いものがあるし、それを無視したのではないかと思われるぐらいの施策が次々と出てまいります。そういう点では、直接、町民に接する町政が温かい施策を実行する必要があると思います。

そこで、設問をさせていただいている、第2子以降の保育料の軽減、それから、出産祝い金の新設されました。増額の検討もされていますが、これをお願いします。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 まず、保育料の軽減なんですが、第2子以降の保育料軽減については、国と県の制度に準じて軽減を行っております。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 出産祝い金の方でございませけれども、出産祝い金の増額というのは現在、考えておりません。育児支援としての助成をひと部会でただいま検討しているところです。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 来年度予算に向けて、子育て応援の施策を充実して、子育てするなら甲良町のアピールの軸を強くすることが大切だと思います。そこで、保育料の軽減は県、国が前進をさせました。町が上乘せをして軽減するという方向で臨んでいただきたいですし、続いて、出産祝い金については、これは大変喜んでおられるんですね。僕が少ないなと言ったら、こんだけでもありがたいというて、産まれた親は言っておられました。直接、声を聞かせてもらいましたが、増額が必要だと思いますが、検討の方はどうでしょうか。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 祝い金として、お誕生の際にあげるお金を増額するということは現在考えておりませけれども、ただ、その後の子育て支援という形では、おむつの助成というような形を今検討しているところであります。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 議員の言われることもよくわかるんですが、今のところは軽減について町単独の事業として検討はしていません。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思っています。

2つ目の外出支援、負担額が引き上がりました。そういう点では、車の増便と制度の充実が必要だと思いますが、この計画はどうでしょうか。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず、外出支援の方は現在、通院支援と介護予防支援の2つの支援を行っております。通院支援の方は、公共サービスのバスや愛のりタクシーで通院ができない高齢者を対象に、彦根犬上圏域の医療機関と湖東記念病院の定期的な受診の必要な方に対して行っているもので、社会福祉協議会に委託して行っております。料金は片道1回につき、彦根犬上圏域は300円、また湖東記念病院は500円の個人負担金をいただいております。毎月、5、60の方が利用されております。

2つ目の外出支援としては、介護予防支援があります。介護予防教室などの送迎について、鈴木ヘルスケアサービス株式会社に委託して行っていますが、1教室200円の個人負担金をいただいております。現在のところ、その外出支援に対する個人負担についての軽減は考えておりません。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひこれも町に住み続けるという点での1つの施策になると思います。

3つ目には、補正予算のところでも言いましたが、あったか暖房費、これは着服事件等で大変揺れています。また、甲良町は何じゃという声も多く聞きます。ただども、ちゃんと寄り添っているよというメッセージを発信する上で、弱者の暮らしに寄り添う施策の充実が必要だと思いますが、その検討はどうでしょうか。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 あったか暖房費補助については、現在のところ考えておりませんが、そういった生活弱者に寄り添うというところでは、生活保護ならびに就労支援、そういった生活の困りごとに対してはいろんな関係機関が連携を図って支援をしたいと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、給付型の奨学金、これは学生団体や青年団体が全国各地で、また県内でも給付型の充実に取り組んでいます。県内の自治体の奨学金の調べをもらいました。いずれも貸与ないしは給付の制度がないのが長浜市、近江八幡市、草津市、栗東市、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町というように

なっています。通学や勉学の費用など、そういう点から見てもわずかからでも始めると、そして増額に向けていくという制度設計が必要だと思いますが、これはどうですか。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 町単独の給付型奨学金を行うことについては、現在考えておりません。奨学金を希望される方につきましては、県等の奨学金を紹介しておるところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 県の奨学金は貸与ですよ。給付はなかったというように思います。そういう点では、やはり卒業した後、借金が残るわけで、今、高額な借金の問題が、これは文科省の管轄の部分ですがあります。そういう点では、町ができる範囲という小さな規模ですけれども、学生を支援するという制度設計をぜひ前向きに検討してもらいたいというように思っています。

3つ目の住宅リフォームの補助制度のことですが、取り組みの現状と課題、制度開始以来の実績と経済波及効果の程度、今後の課題、それから、さらなる充実が必要だというように思います。補正予算や来年度予算での対応が必要だと思いますが、ご報告と説明をお願いします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 制度開始以来の実績でございますけれども、平成24年度から27年度まで95件の実績がございます。実績総計につきましては、2億7,135万8,000円という額になっております。波及効果の程度といたしましては、町内の施工業者を利用することで、地元育成になっていると感じております。

今後の課題等でございますけれども、要綱の改正等を行ったために、今年度につきましては、募集時期が少し遅れましたので、そこは来年度以降、早く募集時期を開始したいと考えております。来年度予算のこともあったと思うんですけれども、昨日の答弁でもさせていただきましたが、平成28年と同様の額を予算要求したいと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 3番の町民本位に立った利用しやすい改善点はどのように考えておられますか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 今回の課題でも述べさせていただきましたけれども、新年度予算が可決されれば、早い時期に住民に対して周知を行い、年度当初の早い時期に手続ができるようにしたいと考えております。

○木村議長 西澤議員。

- 西澤議員 答弁の中で言われましたが、今年の募集案内が7月1日、そして締め切りが7月末と、これはリフォームしようかという検討の期間もないんですね。ですから、予算が3月に通過しています。その範囲で詳細が決まり次第お知らせしますという程度の知らせはまずやると、そして計画をしてもらうというのが大事だと思いますが、どうでしょうか。
- 木村議長 産業課長。
- 川嶋産業課長 一応そのような形で早く周知できるようにしたいと考えております。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 その中に、甲良町の独自の中小建設土木業者の実情から、外構工事が制度の中で外されています。これを入れて幅を持たせるという検討も必要かと思いますが、どうでしょうか。
- 木村議長 産業課長。
- 川嶋産業課長 現在のところは、外構工事は外させていただいておりますので、内部だけの改装ということでお願いしたいと思っています。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 今後の検討はどうですか。
- 木村議長 産業課長。
- 川嶋産業課長 今のところ、補助金の上限も20万という少ない額でありますので、外構工事はなかなかできないと思いますので、一応、内部だけの改修とする予定でございます。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 なかなか工夫が要るところですが、ぜひ甲良町の業者の状況に合ったものをつくってほしいなというように思っています。
- それから、もう一つは4番の県制度として創設するよう、これは全国各地で603自治体の実施をしています。去年の調査ですが、店舗改修のリフォームも55自治体あります。県全体でやっているところもあるんですね。この要請はどうでしょうか。
- 木村議長 産業課長。
- 川嶋産業課長 この要請につきましては、町村会等を通じまして、県制度が創設できるよう要望したいと考えております。
- 木村議長 西澤議員。
- 西澤議員 次に進んで、滞納問題ですね。この基本点は大事だと思います。格差と貧困の深刻な広がり心にかけて、私は以前から提案していますが、町長に直接行ってもらうと。もちろん、これは町長だけの仕事ではありません。担当課が行かねばなりません、けども、町長さんが自ら来てくれた

という点で大きな役割を持つというように思うんですが、ぜひ検討をしていただきたい。これは、無法の問題もあります、また生活困窮の問題もあります。いろんな実情を直接聞いていただいて、対応ができる方向、分割もあるし、それから、条件変更もありますので、そういう対応ができるかと思いますが、町長の決意のほどはどうでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 生活している皆さんも年々景気が上がっていくようになって、実際、景気が上がらないというようなことから、所得もだんだん少なくなってくるというようなことで、生活が苦しいという人も増えていることは確かでもあります。生保所帯がかなり増えてきているというのも実態ではなかろうかとも思っております、そんな中で、皆さん必死になって生活をしておられるというようなことでもあり、そういう中で我々も中学生までの医療費の無料化等含めて、いろんな形でフォローを行政として取り組んでいくというようなことでもございます。そんな中で、今、議員がおっしゃるように、非常に厳しい生活をしておられる方、そういう実態もしっかりと私もトップとして把握をさせていただくと同時に、機会を設けて訪問もさせていただくというようなことで、身近な形で相談を受けると。できる範囲は限られているかもしれませんが、そうしたつながりを大事にするということが信頼につながってくると思っておりますので、今後はそういう意味では機会あるごとにそういうことも考えていきたいなと思えます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、その先頭に立ってもらって、深刻な滞納問題の解決の方向が進むように努力していただきたいと思えます。

5つ目の広域ごみ焼却場建設候補地の問題について、これは進行中でありまます。けども、今、私が提起するのは、やはり公開で論議をするということが大事ですし、首長の会議だけで決まる問題ではありませんけれども、リードをしていただいて、選定委員会が公明正大に理解が進んで、周辺の住民も、それから関係住民も理解が進むようにしてもらいたいと思えますが、公開を進めてもらいたいと、そのリーダーシップを取っていただきたいということなんですが、いかがですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 ごみ焼却場につきましては、私ども管理者会という組織がございます。しかし、今回、広域で彦根、愛知、犬上のごみ焼却場建設にあたっては、いわゆる先にそれを設定するための委員会が設置をされました。その中で、1回目から9回目までは公開でいろいろと説明会なり、議論なりされた経緯があります。今後の日程について、選定委員会では10回目以降は非公

開にするというような取り決めをされました。ただ、私どもは選定委員会の方が候補地手上げ方式で、彦愛犬のそれぞれの地域からの手上げ方式をしていただいて、それを選定委員会が審議をするというようなスタンスで今日までできていたと思うんです。それで、今現在、候補地としては5つの地域が名乗りを上げているというような中で、選定委員会が現地も車で近場まで行って地域性というんですか、そういうところを調査されたということでもあります。最終的には、2月に管理者会の方に答申が出されるという運びになろうと思っております。それは、選定委員会のメンバーの中でここが一番、ごみ焼却施設の立地条件を満たしているという決定がされて、それが管理者会の方に答申されるというようなことで、それまでの段階では、私どもの方ではノータッチということになっておりまして、答申を受けて、最終の決断をするというのが管理者会というような運びになろうかと思えます。

ただ、それはなぜこういう形で非公開になったかということ、議員も多分ご存じのことやと思うんですが、やっぱり公開にすることによって、傍聴者が沢山来られると思うんです。そういう中で、手上げ方式であるので、できることなら私とこに来てほしい、私とこに来てほしい、そういう候補地の地域の住民さんもおられる、それと、お互いに候補地をめぐる争奪戦じゃないけれども、そういうようなことでいろんな中傷とか発言によって混乱を招くというようなことがあってはなかなかまとめにくいというようなこともあって、およそ選定委員会の中でそこそこ結論を出すまでは、外部の人たちの意見はちょっと我慢をしてもらおうというようなスタンスではなかったかなと私も事務局の方から聞いております。したがって、彦根の市議会の方でも、この問題が取り上げられて答弁もされております。そういう答弁も私も実は資料をいただいておりますが、今、申し上げたようなことで、できるだけ候補地をきちっと決めさせていただくということが大前提で、選定委員会の方が取り組んでいるということだけのご理解いただきたいと思います。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 公開は決定した段階で公開されて、その後、候補地に決まったところが頓挫することもあり得るわけでしょう。ですから、県の指導要綱では広域化にあたっての、より地域住民、周辺住民に配慮することを求める文書が出ています。ぜひ公開を進めて、みんなの理解、後に紛糾が起こらないということが大事だと思います。

それで、私は町が実施するどの事業においても、町民の理解、協力、信頼、支えがなければ進行できないし、成功することがないと常々思っています。今回の着服事件は、容疑者の特異な考えも披露されましたが、行政内部の甘い管理、全ての町民に等しく奉仕するという法に基づく士気の乱れから生ま

れた横領容疑だと思っています。ですから、この事件の真相、全容解明、全面解決なくして、甲良町政の新たな前進、直面する課題の解決は困難だと考える1人です。同時にそれは、解決に向かえば、人口減少激減問題に、また防災に強いまちづくりに、また農業振興や子育て応援の条件整備にも明るい展望をもたらすものだと確信しています。何よりも協働の力が町民や町政の中にある困難を切り開きつつあると実感しています。その1つが、10月末から議員有志と町民有志が呼びかけた公金横領事件の全面解決を求める署名が、昨日、3,000筆を突破しました。私たちは町政に対し、着服事件と人口減少、深刻な滞納問題にあらわれた困窮とルール無視、住みづらさに正面から向き合うことを強く求め、自らも町民の方々と一致点を大事にしながら、力を合わせて、住みよい甲良町のために努力することを表明したいと思っています。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木村議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後0時01分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明